

令和 8 年 3 月 25 日

「令和 7 年度包括外部監査結果報告書」の概要

熊本県包括外部監査人
庄田 浩一

テーマ：環境保全対策に関する財務事務の執行について

第 1 包括外部監査の概要

1. 特定の事件の選定理由

近年、気候変動の影響が顕在化し、地域社会における環境保全対策の重要性が一層高まってきている。

県においては、「ゼロカーボン」を基盤とする「環境立県くまもと」の実現に向けた取り組みを推進していくため、第四次熊本県環境基本指針（令和 3 年～12 年）及び第六次熊本県環境基本計画（令和 3 年～7 年）を策定している。

主な施策の方向性に

- ゼロカーボン社会・くまもとの推進
- 循環型社会の推進
- 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現
- 安全で快適な生活環境の確保
- リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進
- 環境立県くまもと型未来教育
- 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり

を挙げ、環境保全対策に取り組んでいるところである。

県が取り組む環境保全対策については県民の関心も高く、その実効性の有無は県民生活に大きな影響を与える。また、県特有の問題として大手半導体メーカーの工場建設に伴う水資源問題についても近年、県民の関心が高まってきているところである。

過去において、環境保全対策をテーマとした包括外部監査が行われていないことも鑑み、環境保全対策に関する財務事務の執行について、合規性、有効性、効率性の観点から検討することは県の行政運営にとって有益であると判断し、令和 7 年度の監査テーマとして選定した。

2. 監査の視点

① 県の環境保全対策に関する事務の法規性に問題はないか。

県の環境保全対策に関する事務は、地方自治法、地方自治法施行令、県が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか。

② 県の環境保全対策に関する事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか。

県の環境保全対策に関する事務は、経済性、効率性及び有効性に十分配慮し、コストを抑えつつ上質なサービスを提供する取組が行われているか。

3. 主な監査手続

① 監査の実施対象について、関係法令、条例、規則及び要綱等の確認を実施した。

② 制度の概況及び運営に関する行政計画及び予算の執行状況等の確認を実施した。

③ 上記に基づき関係書類の閲覧並びに担当者への質問などを実施した。

④ 必要と認めた施設等の現場視察を実施した。

4. 外部監査の実施期間

令和7年8月から令和8年3月まで

第2 監査対象の概要

I. 熊本県環境基本指針

1. 基本指針策定の趣旨

県は、平成2年（1990年）に全国に先駆けて熊本県環境基本条例を制定し、同条例第6条第1項に基づき、平成3年（1991年）に熊本県環境基本指針（以下「基本指針」という。）を策定した。基本指針は、快適な環境の保全を図るため、県の環境行政の基本となる指針であり、第四次基本指針は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間を対象期間として、県が行う生活環境及び自然環境に関する施策の方向を示している。

熊本県環境基本条例（抜粋）

（県の責務）

第2条 県は、快適な環境の創造を図るため、次に掲げる施策を総合的に推進しなければならない。

- (1) 公害の防止、廃棄物の適正処理、都市及び農村の景観の形成、身近な緑及び水辺の確保、文化財の保護及び歴史的街並みの保存その他生活環境に関する施策
- (2) 森林の保全、地下水の保全、河川の浄化、海洋の汚染防止、自然景観の形成及び野生動植物の保護その他自然環境に関する施策

（環境施策に関する基本指針等の策定）

第6条 県は、快適な環境の創造を図るため、第2条第1項各号に掲げる施策について基本となる指針（以下「基本指針」という。）を策定し、これに基づき、当該施策の計画的実施に努めるものとする。

2. 基本的な考え方

(1) 人と環境の望ましいあり方

私たちの生活は、物質的には豊かで便利なものとなった一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会・経済システムにおける人間活動によって地球環境に多大な負荷をかけたまま、地球環境は限界に達しつつある。このままでは人類の生存そのものが脅かされる可能性さえ出てきている。

近年、地球温暖化の進行、異常気象の多発などの地球規模の環境危機や、生物多様性の損失、海洋プラスチックごみなど様々な問題が顕在化している。

地球温暖化については、平成27年（2015年）12月に「パリ協定※1」が採択され、世界共通の目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つ（「2℃目標」）とともに、1.5℃に抑える努力を追求する（「1.5℃目標」）ことが設定され、世界各国が「脱炭素社会」を目指している。

また、令和元年（2019年）6月には、新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン※2」が関係国で共有化された。

地球温暖化をはじめとしたこれらの環境問題は、相互に関連していると同時に、経済・

社会活動とも複雑に関連している。地域における環境と経済・社会の問題を一体的に解決し、将来にわたり持続可能な社会を構築するためには、SDGs（持続可能な開発目標）※3 や地域循環共生圏※4 の考え方も踏まえ、「環境と経済・社会を統合的に向上」できるよう取り組んでいくことが必要である。

一方、令和元年(2019年)12月に、中国で感染が確認されて以降、世界的なパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国内外で様々な活動規制、自粛等が行われ社会経済活動が停滞している。

今後の経済社会活動の回復に当たっては、以前の経済・社会システムに戻るのではなく、環境・経済の統合的向上が図られた持続可能な社会に向けて、私たちの生活や行動をはじめ、経済・社会システムそのものを変革していくことが不可欠である。

熊本県は、わが国の公害の原点と言われる水俣病を通して、環境破壊の恐ろしさとその復元の困難さを認識した。水俣病は、健康被害だけでなく、地域経済の疲弊や地域の分断などを生み、環境・経済・社会問題は相互に関連していることを経験した。

また、この10年間、平成24年7月九州北部豪雨、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨という大規模な自然災害に見舞われた。

水俣病や大規模災害を経験した熊本県だからこそ、環境への負荷の抑制と、より強靱で安全・快適な生活環境の創造に向け、率先して取り組んでいく必要がある。

※1：京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。平成27年(2015年)、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議において採択され、平成28年(2016年)に発効。

※2：令和元年(2019年)6月、G20大阪サミットにおいてG20首脳間で共有された。G20以外の国にも参加を促し、令和2年(2020年9月末時点で86の国と地域がビジョンに賛同している。

※3：平成27年(2015年)、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを理念としている。

※4：環境と経済・社会の統合的向上、地域資源を活用したビジネスの創出や生活の質を高める「新しい成長」を実現するための新しい概念で、各地域が、その地域固有の資源を活かしながら、それぞれの地域特性に応じて異なる資源を持続的に循環させる自立・分散型のエリアを形成するという考え方。平成30年(2018年)に閣議決定された第五次環境基本計画において提唱された。

(2) 5つの目指すべき姿

第二次基本指針・第二次基本計画（平成13年（2001年）3月策定）において、「環境立県くまもと」を掲げ、「県民、事業者及び行政があらゆる活動を展開するに当たって、環境への配慮を当たり前のこととして行う循環と共生を基調とする社会」づくりを進めていくこととした。

本基本指針においては、環境を取り巻く状況等の変化を踏まえ、「環境立県くまもと」を「循環、共生を包含したゼロカーボンをベースとし、環境、経済、社会の統合的向上が図られるとともに、環境リスク・気候危機等のリスクにも備えた持続可能な社会」と位置付ける。

具体的には、「環境立県くまもと」は、「ゼロカーボン」の実現を基盤とし、「ゼロカーボン社会」「循環型社会」「自然共生社会」「安全・快適な生活環境」に加え「様々なリスクに備えた社会」を実現することで、熊本の豊かな自然環境や生活環境、地域社会を持続可能なものとして将来に継承することを目指す。

本県は令和元年（2019年）12月に、国に先駆けて「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」宣言を行い、「ゼロカーボン社会・くまもと※」の実現を表明した。

「ゼロカーボン」という極めて高い目標の達成には、様々な分野において持続可能な排出削減の取組みが必要となるため、目指すべき姿として次の5つを掲げ、この10年間を「2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた第1章」と位置付ける。

※：2050年に県内のCO₂排出量実質ゼロ（CO₂の人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡）を達成すること。

2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた第1章

① ゼロカーボン社会

地球規模での温暖化の進行は、異常気象の多発や生物多様性の損失など、環境全般に様々な影響を引き起こしている。

本県は、平成24年7月九州北部豪雨や平成28年熊本地震、そして球磨川流域を中心に大きな被害をもたらした令和2年7月豪雨と、この数年間で大規模な自然災害を経験した。令和2年7月豪雨をはじめ全国で頻発する豪雨の背景には、地球温暖化の影響があると言われている。

本県はこれらの災害の経験を踏まえ、地球温暖化という地球規模の問題を足元から考え、率先して取り組んでいく。

県内で排出される二酸化炭素（以下、CO₂）は、産業部門が3割以上を占めるほか、運輸、家庭、業務などあらゆる分野が排出源となっており、「ゼロカーボン」の実現に向けては各分野における様々な主体が一体となった取組みが必要である。

県民、事業者などあらゆる主体が協働し、様々な分野における持続可能なCO₂排出削減の取組みや、「命を守り、地域を活かすエネルギー利用」を推進することにより、「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」=「ゼロカーボン社会・くまもと」を目指します。

② 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルは、便利で快適な生活とともに、大量の廃棄物を生み出した。また、天然資源の枯渇、プラスチックごみによる海洋汚染、地球温暖化など地球規模での環境問題も顕在化している。

このため、廃棄物の発生抑制（リデュース）、資源の循環的な利用（再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の3Rの推進等により、県内で発生するプラスチックごみの100%リサイクルなど循環型社会への転換をより一層進める必要がある。

廃棄物に係る3Rの取組みを一層推進するなど、生産から流通、消費、廃棄に至るまでのライフサイクル全体で徹底的な資源循環を進めることで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指します。

③ 自然共生社会

わたしたちの生命や暮らしは、生物資源に深く依存して成り立っている。本県は、山地、平野部、海域など変化に富んだ自然条件のもと、阿蘇の草原や有明海・八代海をはじめ、“森里川海”の豊かな自然と多様な生態系に恵まれている。一方で、地球温暖化に伴う生態系の変化、人口減少による過疎化に伴う里地などの二次的自然環境の悪化、ニホンジカ・イノシシなど野生鳥獣による農作物等への被害など、様々な問題が生じている。

このため、未来に向けて持続可能な形で、豊かな自然環境や生態系を保全し、生物多様性の恵みを継続して享受できるような環境配慮や県民に向けた普及啓発の推進、また、森林、農地、草原などの利用の効率化などの取組みが必要である。

阿蘇の草原や天草の海など本県の豊かな自然の保全とそこに棲む多様な野生生物の保護を図り、人間と自然が共生し熊本の恵みを未来に引き継ぐ自然共生社会を目指します。

④ 安全で快適な生活環境

自然の浄化能力を超えた環境負荷の蓄積が、大気汚染、地下水汚染の他、オゾン層破壊や地球温暖化など様々な環境問題を誘発している。本県は「水の国」くまもとと言われるほど豊かな地下水の恵みを享受しており、この県民生活に欠かせない豊かな地下水を保全することはもとより、県民の健康や生活環境と密接に関わる大気、土壌などの環境リスクの管理、また、騒音、振動、悪臭などいわゆる感覚公害とも呼ばれる環境問題への対応などにより、安全で快適な生活環境を確保する取組みが必要である。

本県の貴重な資源である地下水を次世代に引き継ぐために適正利用及び水質保全に取り組むとともに、大気、土壌などを良好に保つなど、様々な環境問題に取り組むことで、安全で快適な生活環境の確保を図ります。

⑤ 様々なリスクに備えた社会

本県は、この10年間に、大規模な地震や豪雨災害など大きな被害をもたらした自然災害を経験したが、地球温暖化の進行により、今後さらに気象災害のリスクが高まることが予測されている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、在宅勤務、遠隔会議、通信販売等の活用が広がるなど、経済活動、日常生活に様々な変化が生じている。

気候変動による県民生活や地域経済への影響、今後も発生が予測される大規模災害への対応に加え、新型コロナウイルス感染症終息後の経済回復にあたっては、環境や社会よりも経済政策を優先させるのではなく、新たな生活様式を踏まえ、地球温暖化対策など環境への取組みを更に推し進めることが必要である。

令和2年7月豪雨からの復旧・復興にあたっては、生命・財産を守り、安全・安心を確保するとともに、球磨川流域の豊かな恵みを享受するという基本理念（グリーンニューディール）のもと、環境を基盤とした各種施策の“ベストミックス”により、持続可能な地域の実現につなげていくことが必要である。

顕在化する気候危機への対応に加え、大規模災害への備えやポストコロナ社会を見据えた取組みなどを推進し、様々なリスクに備え、環境施策の面からもより強靱な社会を目指します。

(3) 取組を推進するにあたっての考え方

「環境立県くまもと」の実現に向けた取組みについては、次の2つの考え方（視点）をもとに推進する。

① SDGs や地域循環共生圏の考え方を踏まえた課題解決

持続可能な社会を構築していくためには、環境への負荷を最小限に抑えながら、同時に、県民生活や地域経済も活性化させていくことが必要である。また、今後、頻発化、激甚化が懸念される大規模災害からの復旧・復興においても、環境と経済、社会の問題を一体的に解決しながら持続可能な地域を創造していくことが求められる。

そのため、課題解決に向けては、複数の課題を統合的に解決し、マルチベネフィット（一つの行動によって複数の側面における利益を生み出す）を目指す「SDGs（持続可能な開発目標）」や、地域資源を活用し新たな成長を目指す「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、環境問題を、経済、社会の問題と統合的にとらえて、本県が持つ地域資源、ポテンシャルを最大限活用しながら、分野横断的に取り組むことが必要である。

② あらゆる主体におけるパラダイムシフト※(変革)

地球温暖化に伴う気候変動など様々な環境問題が顕在化している中、現在の取組みをそのまま継続するだけでは、「ゼロカーボン」の実現、さらには「環境立県くまもと」の実現は困難であり、私たち一人ひとりが、環境への取組みを新たに捉え直すパラダイムシフト=変革していくことが必要である。

5つの目指すべき姿の達成に向け、私たちの生活、社会システムの劇的な変革が求められる。

県民、事業者、各種団体、行政機関等、あらゆる主体が自分の生活・行動と環境との関係を自覚し、環境に負荷が少ない行動を選択し継続すること、また、それぞれの立場に応じた役割を發揮し、協働で取り組むことが必要である。

※：時代や社会において、常識的な考え方の枠組み（パラダイム）が、革命的、構造的に大きく転換（シフト）すること。

環境立県くまもとの実現に向けては私たち一人ひとりが、環境に負荷が少ない行動を選択（＝行動変容）していくことが不可欠であるため、『あらゆる主体が、「これまでの考え方・行動や社会（＝パラダイム）」を「大きく転換・変革（＝シフト）」する』ことを「取組みを推進するための考え方」として掲げています。

(4) 環境施策の方向

「環境立県くまもと」の実現に向け、目指すべき姿に対応する5つの施策を推進するとともに、その施策が一人ひとりの日常の行動として定着し、かつ有機的に連携させるための基盤となる2つの施策を加え、次の7つを今後10年間の「環境施策の方向」として示す。

① ゼロカーボン社会・くまもとの推進

「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」＝「ゼロカーボン社会・くまもと」を実現するためには、様々な分野において持続可能なCO₂排出削減対策が必要であり、地域の多様な資源を活かすことが重要である。

2050年ゼロカーボンに向けた戦略とロードマップに基づき、部門別及び横断的な対策に取り組む。

○地球温暖化対策の推進

- ・温室効果ガス排出削減に向けた部門別取組
(家庭部門、産業・業務部門、運輸部門、廃棄物部門)
- ・温室効果ガス排出削減及び吸収等に向けた横断的な取組み
(再生可能エネルギーの導入推進、CO₂吸収源及びイノベーションによるCO₂固定等の推進等)

○県の事務・事業における温室効果ガス排出削減

(地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画)の推進

② 循環型社会の推進

「循環型社会」の形成の推進のためには、可能な限り廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を徹底したうえで、適正に処分を行うことが重要である。

県民、事業者、行政機関等が連携して、ライフサイクル全体で物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費を抑制し、環境への負荷を軽減する。また、海洋プラスチックごみ削減に向けた取組みやバイオマスの利活用、災害廃棄物の適正処理に取り組む。

○資源循環の推進

- ・循環型社会の形成に向けた基盤づくり
- ・廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の推進
- ・廃棄物の適正処理の推進
- ・バイオマスの利活用の推進
- ・災害廃棄物の適正処理

③ 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現

自然の大切さへの認識を深めるための普及啓発や自然とのふれあいなどを通じた豊かな自然環境の保全を推進するとともに、野生生物の保護・管理及び生物多様性の保全を図る。

また、自然が持つ多面的な機能、生物多様性の恵みの持続的な利用など、将来にわたってその恵みを享受することができる社会を目指す。

○森林、水辺等の自然環境の保全

- ・保全のための総合的な対策の推進
- ・多様で豊かな森林づくり
- ・二次的自然環境（里地里山や阿蘇の草原など）の保全・再生
- ・野生鳥獣の保護・管理の推進
- ・水辺環境の保全・再生

○生物多様性の保全に係る対策の推進

- ・生物多様性の保全
- ・生物多様性の恵みの持続可能な利用
- ・生物多様性を支える基盤づくり

④ 安全で快適な生活環境の確保

県民の生活の基盤となる安全で快適な生活環境を守るため、経済活動、社会生活の質の向上の観点も踏まえて、大気、水、土壌、騒音などの支障を除去し、様々な対策に取り組む。

また、自然環境、生活環境の重要な構成要素である良好な景観や歴史的・文化的資源についても、保全、創造、活用を図る。

○水環境に係る対策の推進

○大気環境に係る対策の推進

○オゾン層の保護対策の推進

○騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進

○土壌汚染と地盤沈下の対策の推進

○化学物質・放射性物質の環境リスクの評価・管理

○水銀フリー社会の実現に向けた取組み

○緑と水のある生活空間の保全・創造

○良好な景観及び文化財の保全・創造

⑤ リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進

様々なリスクに備えた社会づくりに向け、あらゆる分野での気候変動への適応、大規模災害への備えや、ポストコロナ時代におけるニューノーマルへの社会変革の中で、経済と環境が両立した持続可能な取組みへの行動変容及び定着を図る。

日本の災害復興をリードする新たな全国モデル、いわば「球磨川モデル」として、球磨川流域に安全と恵みをもたらす「新たな流水型ダム」を含めた「緑の流域治水」に取り組む。

- 気候変動の影響への適応
- 大規模災害への備え
- ニューノーマルへの社会変革
- 球磨川流域における「緑の流域治水」の推進

⑥ 環境立県くまもと型未来教育

「環境立県くまもと」を実現し、熊本の豊かな自然環境と安全で快適な生活環境を持続可能なものとして未来に引き継いでいくためには、環境を取り巻く課題や一人ひとりの行動が環境に与える影響を理解し、主体的に行動を実践・継続する人材を育成すること、また、環境問題に地域全体で取り組んでいくことが重要である。

そのため、行政、学校、環境団体等が連携し、あらゆる世代を対象にした環境教育・啓発及び環境保全行動の促進を通じた人づくり・地域づくり＝「環境立県くまもと型未来教育」に取り組む。

- 未来を支える人づくり
- 豊かなくまもとを守り育てる地域づくり

⑦ 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり

熊本の優れた自然環境を保全するとともに、安全で快適な生活環境を確保し、持続可能な形で未来に引き継いでいくためには、きめ細かな環境への配慮や、高度化・複雑化する環境問題への効果的な対応など環境保全の仕組みづくりが重要である。

事業規模や事業内容に応じた環境アセスメントの適切な運用、地球温暖化や沿岸域の再生など複雑な環境問題の解決に向け、産・官・学様々な研究機関同士のネットワーク形成や国際協力の推進などに取り組む。

- 環境アセスメントの推進
- 環境情報・研究のネットワーク化
- 国際協力の推進

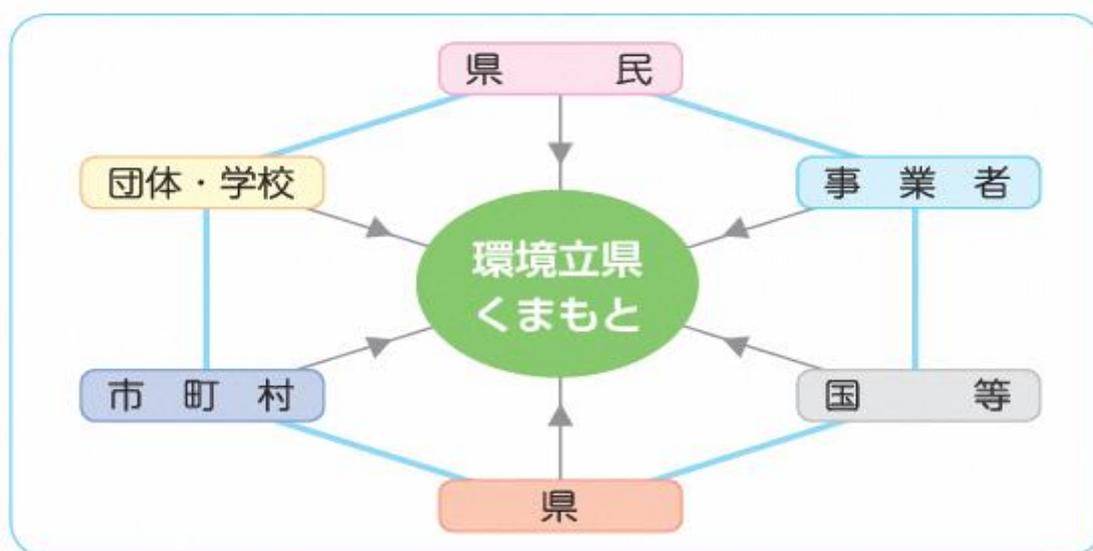
3. 推進体制の整備

(1) すべての主体との協働による推進体制

熊本の豊かな環境を持続可能な形で将来の世代に引き継いでいくためには、個人、事業者、団体、行政など、あらゆる主体がそれぞれの役割を担い、お互いに信頼関係を持ちながら、連携・協力して環境問題に取り組んでいく必要がある。

特に、「ゼロカーボン」に向けては、私たちの生活、社会システムの劇的な変革が必要であり、「SDGs」や「地域循環共生圏」の環境・経済・社会の統合的向上を目指す考え方を踏まえながら、あらゆる主体が連携して、シフト（変革）していく必要がある。

環境基本計画の推進に向けた各主体の連携



【計画推進に向けた各主体の役割（行動指針）】

➤ 県民の役割

環境問題の多くは、私たち、県民一人ひとりの日常生活に伴って生じる環境への負荷が要因となっており、県民一人ひとりが現在のライフスタイルを見直し、環境に配慮したものにシフトしていくことが極めて重要である。

そのため、一人ひとりの行動が環境問題と密接に関連していることを理解し、節電・省エネルギーの他、ごみの減量化や節水など、環境負荷をより少なくする環境にやさしいライフスタイルを実践・継続していくことが必要である。

また、身近な自然環境の保全に向けた取組みや、環境学習やボランティア活動など地域の環境活動に積極的に参加することなども求められる。

➤ 環境関係団体、NPO、学校、教育研究機関等の役割

環境関係団体やNPOは、これまでも地域における環境学習や教育その他環境保全に関する様々な取組みにおいて、重要な役割を果たしてきた。「ゼロカーボン」の実現に向けては、行政の視点とは異なる革新的なアイデアや草の根の活動、県民と行政・企業等とをつなぐような、協働・連携（パートナーシップ）した活動等が期待される。また、学校には、単なる知識の習得にとどまらず、SDGsの考え方を踏まえ環境問題の解決につながるような主体的に行動を実践・継続する人材を育成すること、いわば未来を支える人づくりに取り組むことが求められる。

さらに、大学等の教育研究機関には、「ゼロカーボン」の実現に向けてより高度な立場で教育研究を進めることにより、地域・学校との連携のもと環境教育の中心的な人材育成や、最新の科学的知見を踏まえた企業等の新たな技術革新の推進につながる取組みやアイデアを提供するなどの役割が期待される。

➤ 事業者の役割

地域の経済活動において大きな役割を担う事業者の取組みは、極めて重要である。事業活動に当たって、製造工程や流通過程で発生するCO₂や廃棄物の排出削減などの環境負荷の軽減に取り組むとともに、環境保全のための新たな技術開発、環境に配慮した製品の販売などに取り組むことが必要である。

特に、「ゼロカーボン」の実現に向けては、建物のZEB※1等による省エネルギー、再生可能エネルギー導入推進やSBT※2、RE100※3への積極的な参画などが期待される。

また、金融機関においては、ESG投資※4など環境を配慮した資金流通に積極的に取り組むことにより、持続可能な社会の構築に寄与することが期待される。

※1：「ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング」の略。外壁や屋根の高断熱化と高効率設備により省エネルギーを行い、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費するエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる建築物。

※2：Science Based Targets。パリ協定が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する温室効果ガス排出削減目標。

※3：Renewable Energy 100%。企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ。

※4：従来の財務情報だけでなく、企業の価値を図る材料として環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資。

➤ 市町村の役割

環境問題への取組みは、地域の特性・実情に応じて進めることが大切である。

市町村には、地域住民に最も身近な行政主体として、住民参加型の施策を積極的に推

進するなど、地域住民、団体、事業者の様々な環境保全活動を促進することが求められる。

また、地域それぞれの資源を活用した「地域循環共生圏」の構築や、大規模災害などの様々なリスクへの対応などに取り組むとともに、自らも一事業者・消費者として環境保全行動を率先して実行することなどが求められる。

➤ 県の役割

県は、SDGs の観点から、県民、団体、事業者、県内市町村、各都道府県、国などの様々なステークホルダーと広域的に連携して、「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」に向けた取組みや環境保全活動を推進するとともに、全県的な「地域循環共生圏」の構築に向けた取組みなど、環境施策の立案・実施を行う。

また、法令や条例などに基づく必要な規制・誘導を行うとともに、自らも一事業者・消費者として率先的な環境保全行動などを推進しながら、「循環、共生を包含したゼロカーボン」をベースとし、環境、経済、社会の統合的向上が図られるとともに、環境リスク・気候危機等のリスクにも備えた持続可能な社会である「環境立県くまもと」に向けた取組みを推進していく。

(2) 県における推進体制

県では、平成2年（1990年）10月に、知事を本部長とする「熊本県環境政策推進本部」を設置し、部局横断的に取り組む体制を構築している。「あらゆる主体におけるパラダイムシフト（変革）」の考えのもと、各部局が主体性を持って取り組むとともに、推進本部などを通して各部局間の連携を図りながら、環境施策を企画・立案し、総合的かつ効果的に推進する。

各分野における取組みについては、関係所属で構成する「地球温暖化対策推進連携会議」「熊本県生物多様性施策推進連携会議」などにおいて、各部局間の連携を図りながら推進する。

広域本部、地域振興局においては、管内における環境施策の推進に努めるとともに、地域の環境特性やニーズを施策に的確に反映させるため、必要な提案や情報の提供を行う。

また、地域住民に最も身近な行政主体である市町村や熊本県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員など様々な主体と連携しながら、情報の提供、講座・研修会の実施等により、「環境立県くまもと」に向けた人づくり・地域づくりを推進する。

さらに、「熊本県気候変動適応センター」を設置し、気候変動影響や適応策に関する情報収集、分析及び県民、県内事業者等への情報提供等を行う。

環境基本指針・計画に関連する主な個別計画



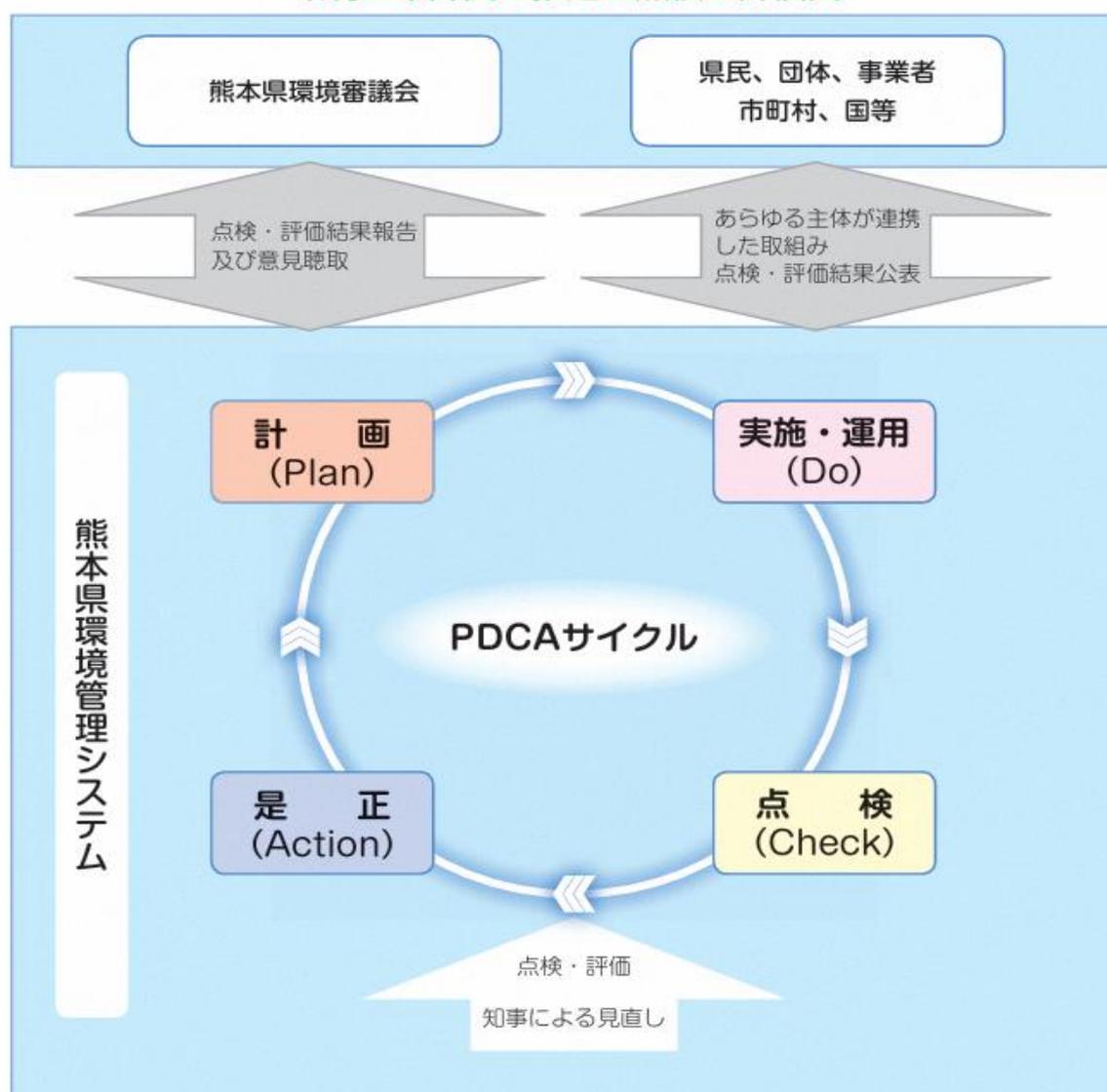
4. 点検と評価

基本指針に沿った基本計画に掲げた取組みの推進に当たっては、専門知識者や県民・各界代表などで構成される「熊本県環境審議会」の意見を聴きながら、点検と評価を毎年度行い、継続的に改善を図っていく。

具体的には、平成13年（2001年）8月から導入している熊本県環境管理システムを活用し、毎年度PDCAサイクルにより、数値目標を設定し管理することが可能な施策を中心として、環境目的・目標を設定し、実施計画を作成して取り組む。

点検と評価結果については、毎年度、熊本県環境審議会に報告するとともに、環境白書、県庁ホームページなどに掲載・公表し、幅広く意見聴取を行う。

環境基本計画の推進の点検と評価図

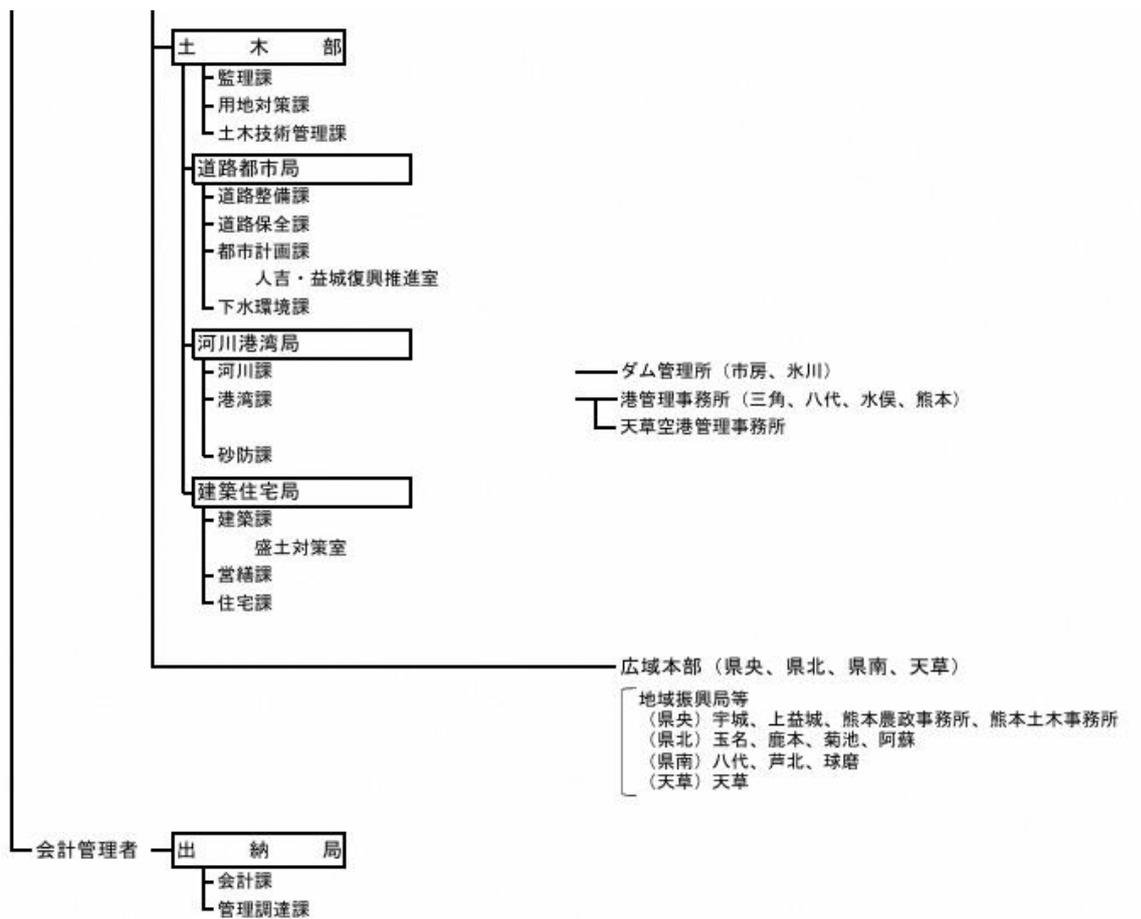


II. 熊本県組織図

(R7. 4. 1 現在)







部	公室	局	部内局	課	課内室	出先機関
8	1	1	22	※ 86	7	66

※出納局2課含む

第3 監査の結果及び意見の集約

I. 監査の結果及び意見の総括

項 目	指摘	意見
①環境基本計画との整合性	—	—
②事業内容の適時性・適切性・有効性	—	11
③財務事務の適法性・適切性	7	3
④委託契約の適切性	2	11
⑤補助金、負担金事業の適切性	1	7
⑥調査研究業務の成果物の有効活用性	—	1
⑦効果指数の設定の有無・妥当性	—	11
⑧財産の管理の適切性	2	—
⑨その他	—	1
合計	12	45

(指摘) 法令、条例、規則等の形式的又は実質的な違反がある場合、もしくは実質的な違反とまでは言えないものの、社会通念上適切でないものであり、是正すべき事項又はそれに準じるもの。

(意見) 指摘には該当しないが、何らかの改善措置を検討することが県の環境保全対策に関する事務の執行に資すると考えられる事項。

II. 監査の結果及び意見の概要

基本指針に基づき策定する「第六次熊本県環境基本計画」は4編で構成され、第4編分野別計画は、第1章から第7章から構成されている。

(第1章) ゼロカーボン社会・くまもとの推進

(第2章) 循環型社会の推進

(第3章) 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現

(第4章) 安全で快適な生活環境の確保

(第5章) リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進

(第6章) 環境立県くまもと型未来教育

(第7章) 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり

各章の環境保全対策に関連する事業の内容のヒアリング等を行い、金額的重要性も考慮して、監査対象事業を選定した。

(1)ゼロカーボン社会・くまもとの推進

県民ゼロカーボン行動促進事業

No	内容	指摘	意見	頁数
1	<p>随意契約（単独見積）について</p> <p>「くまもとゼロカーボン行動ブック等印刷業務」が随意契約となっており、見積書の徴収も1社のみである。</p> <p>単独見積の理由として、伺い書に記載されている理由は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>今回実施する印刷業務は、令和3年度「ゼロカーボン・くまもとプロモーション事業」で制作した「くまもとゼロカーボン行動ブック」及び「ゼロカーボン・アクションくまもと36リーフレット」の増刷である。</p> <p>見積徴収業者は、令和3年度「ゼロカーボン・くまもとプロモーション事業」の受託事業者であり、行動ブック及びリーフレットは、株式会社フジテレビジョンと見積徴収業者が肖像権等を含んだキャラクター使用許諾（ガチャピン・ムック）の契約を締結し、制作したものである。</p> <p>このため、見積徴収業者以外の業者は、本業務を実施することが困難であることから、単独見積とする。</p> </div> <p>肖像権等を含んだキャラクターを使用したことにより、単独見積となっている。</p> <p>使用されているその他のリーフレット等には主に「くまモン」が使用されており、くまもとゼロカーボン行動ブック等に肖像権等を含んだキャラクターをあえて使用する必要性は低かったと考えられる。</p> <p>肖像権等を含んだキャラクターを使用すると、使用許諾の関係で今回のように単独見積となってしまうので、肖像権等を含んだキャラクター使用時にはこの点も踏まえてより慎重な検討を行う必要がある。</p>	○		31
2	<p>効果指数の設定について</p> <p>当事業は、ゼロカーボン行動の重要性をSNSやメディア等を活用して県民へ幅広く普及啓発して、県民の認知度を高めることや環境への配慮を啓蒙することを主たる目的としている。このため、成果を捉えることが困難であるとして、効果指数を設定していな</p>		○	33

	<p>い。</p> <p>一般的に環境に関する社会課題は、短期的に解決できるものではなく、長期的な視点に立って解決を目指すものであるため、環境問題に対する取り組みや事業は、将来にわたって永続的に実施されていくものと考えられる。また、事業を継続していく中では、より良い事業となるよう形を変えていくことも必要と考えられる。</p> <p>そのためには、事業を実施した結果を分析し、得られた結論を次の事業計画に織り込んでいくこと、いわゆる PDCA サイクルの考え方が重要となる。</p> <p>現状では、P（計画）及び D（実施）は実行されているものの、効果指数の設定がなく、フィードバックが得られていないため、C（分析）が不十分となり、結果として A（再実施）に繋げることが困難になっていると考えられる。</p> <p>PDCA サイクルを通じて事業の有効性を高めていくため、効果指数を設定する必要がある。</p>			
3	<p>著作権について</p> <p>リーフレット制作に関する契約書（「ゼロカーボン・くまもと」プロモーション業務委託契約書）では「この契約の遂行過程で生じた著作権及び成果物については甲（熊本県）に帰属するものとする。」とされている。</p> <p>一方で、二次利用・改変・第三者改訂の可否や、編集可能データの引渡しなど、実務上の権利・仕様は十分に規定されていない。</p> <p>リーフレット等の啓発資材を毎年発注するのではなく、作成した資材を活用すれば事業費を削減することができると考えられる。</p> <p>この点に関し、令和7年度は、データを加工して次年度以降も継続使用できるよう委託先と交渉中とのことであるが、今後は、成果物の二次利用・改変・第三者改訂の可否や、編集可能データの引渡しなどの権利・仕様について、契約の時点で十分に検討する必要がある。</p>		○	34

地球温暖化防止活動推進事業

No	内容	指摘	意見	頁数
4	地球温暖化防止推進員の募集について		○	37

	<p>推進員は令和6年度末で73名であるが、募集時に市町村ごとに推進員の数が割り当てられており、公募により就任するものは少ない状況である。</p> <p>地域性を考慮することもある程度必要と思われるが、まずは活動の推進に熱意と識見をもつ推進員に依頼できるよう、募集方法を見直す必要があると思われる。</p> <p>また、推進員の年齢構成が高くなっており、若年層の登録を進める必要もあると思われる。</p> <p>既に、令和7年度から公募のみの募集に要項が改定され、大学内の環境系のクラブからの応募により学生推進員の割合も増えてきている。若い世代を中心とした活動の広がりに向けて、より効果的な募集方法の検討を続ける必要がある。</p>			
--	--	--	--	--

食品ロス削減推進事業（発生抑制・有効活用推進事業）

No	内容	指摘	意見	頁数
5	<p>効果指数の設定について</p> <p>当事業の1つであるフードドライブ活動は、家庭で余っている賞味期限が間近となった食品を集め、困窮世帯や子ども食堂などに食品の寄付を行うものであるが、その効果指数が設定されていない。</p> <p>フードドライブ活動によって、直接的に食品ロスが削減されるわけではないが、賞味期限間近の食品を有効利用していることから、食品ロスを予防し、将来の食品ロス削減に貢献したと考えられる。このため、その貢献度を効果指数として設定することは、当該事業の効果測定に有用と考えられる。</p> <p>具体的な効果測定としては、フードドライブ活動によって集められた食品量や協力企業数に目標を設定し、食品ロスの防止に貢献した程度を評価することが考えられる。</p>		○	44
6	<p>食ロスチェック結果の公表方法について</p> <p>食ロスチェック活動においては、参加者からアンケートを回収し、ロスが発生した食品や理由についてフィードバックを受けている。</p> <p>県では、当該フィードバック結果を取り纏めて、ホームページにて公表している。</p>		○	45

	<p>フィードバックの内容は、県民が食品ロス削減を進めていく上で有用な情報であるが、結果の公開が県のホームページのみとなっており、当事業の目的である食品ロス削減に向けた県民への啓蒙という観点から不十分と考えられる。</p> <p>県民に広く啓蒙を進めるためには、多様な方法で情報公表することが有用と考えられる。</p> <p>特に若い世代に向けた啓蒙を進める上では、Instagram や TikTok 等の SNS の活用やインフルエンサーに協力を依頼するなど、多様な方法で県民が情報に触れる機会を増やすことが必要である。</p>			
--	--	--	--	--

(2) 循環型社会の推進

バイオマス利活用推進事業

No	内容	指摘	意見	頁数
7	<p>効果指数の設定について</p> <p>当事業は、バイオマスの利活用の推進するためのセミナーや勉強会の開催を通して、県民の認知度を高めることや環境への配慮を啓蒙することを主たる目的としている。このため、成果を捉えることが困難であることから、効果指数を設定していない。</p> <p>PDCA サイクルを通じて事業の有効性を高めていくため、効果指数を設定する必要があると考えられる。</p> <p>(県民ゼロカーボン行動促進事業 2 効果指数の設定についても参照)</p>		○	63

産業廃棄物適正処理事業

No	内容	指摘	意見	頁数
8	<p>許可申請の審査における判断基準について (その1)</p> <p>県は、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の新規許可申請及び更新申請に際して、事業者が当該業務を遂行するに足る経理的基礎を有することを証明するための書類として、法人に対しては直近3期分の決算書の添付を事業者に求めており、許可申請の審査にあたっては、経理的基礎の有無を確認するために、「経理的基礎の審査に係るフローチャート」(以下、「判定フローチャート」という。)を用いた判定を行っている。</p>		○	75

	<p>この点、当該判定フローチャートでは、業績要件及び財務要件（自己資本比率）の両面について言及されているものの、業績要件である『3期平均黒字』（※）の要件を満たす場合は、その時点で経理的基礎有りとは判定するものとされており、財務的要件が加味されない内容となっている。</p> <p>産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可申請の審査にあたり、経理的基礎の有無を確認する趣旨は、産業廃棄物収集運搬・処分業者の業績や財務状態の悪化に起因する不法投棄などの発生を未然に防止することにあると考えられる。</p> <p>しかしながら、現状の判定フローチャートによると、直近3期平均の当期純損益が黒字であれば要件を満たしてしまうことから、例えば、経常損益が毎期赤字で、かつ直近期が債務超過状態にあったとしても、3期前に非経常的な特別利益が発生したことで結果的に3期平均黒字の要件を満たしてしまうようなケースも発生しうることとなる。</p> <p>自己資本比率をスタートの判定条件とするなどして、財政状態に問題のある事業者が判定から漏れることのないようにすることが必要である。</p>			
9	<p>許可申請の審査における判断基準について（その2）</p> <p>県は、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の新規許可申請及び更新申請に際して、事業者が当該業務を遂行するに足る経理的基礎を有することを証明するための書類として、個人事業主に対しては、財政状態を確認する資料として申請書添付書類第9号様式「資産に関する調書（個人用）」を、業績を確認する資料として「直近3年間の所得税の納税証明書」の提出を求めている。</p> <p>しかしながら、「資産に関する調書」に関して、根拠となる証憑の提出までは要求しておらず、また法人とは異なり、経理的基礎の有無を判定するための具体的な要件が定められていない。</p> <p>個人事業主についても、法人と同様に、判定フローチャートを用いるなどして、経理的基礎を有するための要件について、業績及び財政状態の両面について具体的な数値基準を設けることが必要である。</p>		○	76

不法投棄等防止対策事業

No	内容	指摘	意見	頁数
10	<p>効果指数の設定について</p> <p>県は、不法投棄の防止・発見並びに事業者に対する廃棄物の適正処理の指導を行うことを目的として、県内管轄の各保健所に1名ずつ、計10名の廃棄物監視指導員を会計年度任用職員として配置し業務を行なっている。</p> <p>当事業は、予算の大部分を会計年度任用職員に関する人件費が占めることから、毎年ほぼ固定的に発生しているが、立入調査、監視指導、巡回等に要する経費であり、法に基づく監視指導に類するものであることを理由として具体的な効果指数の設定がなされていない。</p> <p>事業で行われている立入調査、監視指導及び巡回業務は、不法投棄の防止・発見等のために一定の効果があると考えられるものの、過去より継続しており、また今後も継続して固定的に予算が発生することが見込まれる以上、人員配置や勤務日数（勤務内容）の適切性などの観点から適切に事業評価を行うことが必要である。</p> <p>県は、廃棄物監視指導員に対して、日報や月報による活動実績の報告のほか、発見した不法投棄の発生・是正状況等の報告を実施させていることから、これらを利用して、例えば、不法投棄の発見・是正数などの事業目的に合致する具体的な目標数値を効果指数として設定することが必要である。</p>		○	81

エコアくまもと環境教育推進事業

No	内容	指摘	意見	頁数
11	<p>効果指数の設定について</p> <p>当事業は、施設において実施する循環型社会の形成等に向けた環境教育の充実を図り、「環境立県くまもと」の実現に寄与することを主たる目的としている。このため、成果を捉えることが困難であるとして、効果指数を設定していない。</p> <p>PDCA サイクルを通じて事業の有効性を高めていくため、効果指数を設定する必要があると考えられる。</p> <p>(県民ゼロカーボン行動促進事業 2 効果指数の設定についても参照)</p>		○	84

リサイクル製品等利用促進事業

No	内容	指摘	意見	頁数
12	<p>効果指数の設定について</p> <p>当事業は、県が認証したリサイクル製品の利用を促進し、資源の循環的な利用拡大や廃棄物の減量化、県内リサイクル産業の育成に取り組むことにより、環境負荷が少ない循環型社会の形成を促進することを目的としている。このため、主たる活動は、広く県民へ啓蒙することであり、啓蒙による成果を捉えることが困難であることから、効果指数を設定していない。</p> <p>PDCA サイクルを通じて事業の有効性を高めていくため、効果指数を設定する必要があると考えられる。</p> <p>(県民ゼロカーボン行動促進事業 2 効果指数の設定についても参照)</p>		○	87
13	<p>財産処分制限に関する規定の不備について</p> <p>「令和 6 年度熊本県産業廃棄物排出量抑制支援事業費補助金交付要項」において、財産処分の制限及び書類の保管期間について、以下のとおり定められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>財産の処分の制限)</p> <p>第 20 条 補助事業者は、取得財産等について、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、予め別記第 19 号様式による申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>2 規則第 21 条第 2 項に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する期間とする。</p> <p>3 前項の承認に係る処分をしたことによる収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。</p> <p>(証拠書類の保管)</p> <p>第 21 条 規則第 23 条に規定する別に定める期間は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間とする</p> </div> <p>当該補助事業で取得された固定資産にかかる財産処分制限は、法定耐用年数に渡るものと定められている。</p> <p>しかしながら、現状の証拠書類保管期間は 5 年間と定められているため、耐用年数が 5 年を超える固定資産を 6 年目に売却する</p>		○	88

	<p>ような場合、納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。</p> <p>証拠書類の保管期間について、一律に5年とするのではなく、「財産処分制限の期間または5年のいずれか長い方」とし、耐用年数に準じる期間にするべきである。</p>			
--	--	--	--	--

ごみゼロ県民運動推進事業

No	内容	指摘	意見	頁数
14	<p>効果指数の設定について</p> <p>当事業は、「食べきり協力店」の登録や情報発信及び「九州まちな修理屋さん」の登録や情報発信により、食品廃棄物削減とごみ削減の達成を目的としており、活動内容は主に県民に対する啓蒙活動である。このため、啓蒙の成果を捉えることが困難であることから、効果指数を設定していない。</p> <p>PDCA サイクルを通じて事業の有効性を高めていくため、効果指数を設定する必要があると考えられる。</p> <p>(県民ゼロカーボン行動促進事業 2 効果指数の設定についても参照)</p>		○	96

海域漂流・海岸漂着物地域対策事業

No	内容	指摘	意見	頁数
15	<p>フェンスの再設置について</p> <p>沖新漁協に平成28年から平成29年にかけて設置したフェンスが令和6年度に流失(7本)、倒伏(50本)し、再設置が必要となっている。</p> <p>この際、コンポーズ(海苔養殖支柱)の埋め込みを従来の2メートルから3メートルに変更して流失防止を図っているが、設置費用5,823,180円が新たに発生している。</p> <p>先行事例がない工事であるが、フェンス修理(コンポーズの埋め込み)により追加費用が生じており、設置段階でより慎重な検討が必要であったと思われる。</p>		○	103

(3)熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現

野焼き後継者育成事業

No	内容	指摘	意見	頁数
16	<p>効果指数の設定について</p> <p>当事業は、牧野組合員等の高齢化等による野焼きの担い手不足を解消するため、研修会等を開催し後継者の育成を図ることを主たる目的としている。このため、成果を捉えることが困難であるとして、効果指数を設定していない。</p> <p>PDCA サイクルを通じて事業の有効性を高めていくため、効果指数を設定する必要があると考えられる。</p> <p>(県民ゼロカーボン行動促進事業 2 効果指数の設定についても参照)</p>		○	105

野焼き放棄地の草原再生パイロット事業

No	内容	指摘	意見	頁数
17	<p>効果指数の設定について</p> <p>当事業は、牧野組合員等の高齢化や野焼きの担い手不足により野焼きを休止している牧野に、ボランティアによる輪地切り・灌木の除去などを実施し、野焼き再開に向けた支援を行うことを主たる目的としている。このため、成果を捉えることが困難であるとして、効果指数を設定していない。</p> <p>PDCA サイクルを通じて事業の有効性を高めていくため、効果指数を設定する必要があると考えられる。</p> <p>(県民ゼロカーボン行動促進事業 2 効果指数の設定についても参照)</p>		○	108

阿蘇草原応援企業サポーター認証事業

No	内容	指摘	意見	頁数
18	<p>効果指数の設定について</p> <p>当事業は、阿蘇の草原維持に積極的に取り組む企業・団体を支援し、新たな担い手や財源を確保することを主たる目的としている。このため、成果を捉えることが困難であるとして、効果指数を設定していない。</p>		○	111

	<p>PDCA サイクルを通じて事業の有効性を高めていくため、効果指数を設定する必要があると考えられる。</p> <p>(県民ゼロカーボン行動促進事業 2 効果指数の設定についても参照)</p>			
--	---	--	--	--

阿蘇草原維持再生調査事業

No	内容	指摘	意見	頁数
19	<p>随意契約（単独見積）について</p> <p>当事業は阿蘇草原維持再生調査業務であり、野焼きの担い手不足や高齢化に伴い放棄地の面積が拡大する中、牧野の状況を把握し、将来の草原維持再生についての施策の検討に資する調査分析を行うことを目的としている。</p> <p>随意契約となっており、見積書の徴収も1社のみである。単独見積の理由として、伺い書に記載されている理由は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>阿蘇の地形や牧野組合の現況、野焼き・輪地切りの実施状況を把握してデータ化するには、同種調査の実績や環境省のGISデータを取り扱うノウハウが必要であり、長年にわたり阿蘇草原再生協議会の事務局業務を担ってきた受託者が唯一適任である。</p> </div> <p>環境省のGISデータは公表されており、当該データを取り扱える事業者は他にも存在するものと思われる。また、受託者が長年の事務局業務で得た知見や地域関係者との信頼関係を有していることは、調査の円滑化に資するものであるが、これらの事情は仕様書と審査基準に必要な要件として明確化すれば、公募型プロポーザルや一般競争入札の場でも適切に評価できるはずである。</p>		○	115
20	<p>編集データの納入について</p> <p>現行の契約書では、成果物の著作権が県に帰属する旨を定めているが、第三者が改訂可能な編集データ式の納入については明記していない。</p> <p>編集可能な地理情報や図版、文書の元データがない状態は、翌年度以降の仕様標準化や見積精度の向上、受注者間の公平な比較に不利に働き、特定事業者への依存を強めるおそれがある。</p> <p>成果物とデータの再利用性を契約上明確に確保することは、受</p>		○	116

	託者との間の過度な依存関係を避け、途中参入や共同実施を可能にして、参入障壁を下げる上で有効である。			
--	---	--	--	--

自然公園保護事業

No	内容	指摘	意見	頁数
21	<p>実績報告書について</p> <p>実績報告書の添付書類として、「補助事業者の歳入、歳出決算書」が必要であるが、協会の4支部（阿蘇、菊池、上天草、天草西海岸）から提出されている決算書は様式が統一されておらず、協会全体の決算書も提出されていない。</p> <p>実績報告書の添付書類である決算書の様式が支部ごとに異なっており、協会全体の決算書も提出されていない。このため、協会全体としてどのような活動を行ったのかが不明確である。</p> <p>支部ごとに異なる決算書の様式を統一したうえで、協会全体の決算書の提出も求める必要がある。</p>		○	119

世界農業遺産推進事業

No	内容	指摘	意見	頁数
22	<p>対象外経費について</p> <p>「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託 標準仕様を確認したところ、以下のような記載があった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(5) 留意事項等</p> <p>ア 対象外経費について</p> <p>本業務の委託費には、以下に例示するような「特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類する経費」を含むことはできない。ただし、以下に例示する経費であっても、本業務の目標を達成するため効果的と認められる場合は、予算の範囲内において県等が別途経費を負担する。</p> <p>[対象外経費の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販促物（ノベルティ）の製作にかかる経費 ※広報に用いるポスターやガイドブック等は除く ・ 金券やクーポン券等発行費 ・ イベント来場者を対象とした各種企画に付随する景品購入代（スタンプラリー等を実施する際の抽選プレゼント購入 </div>	○		127

	<p style="text-align: center;">代等を含む)</p> <p>本業務委託について確認したところ、業者からの見積書にはフェア参加費として QUO Pay、県作成の委託費積算資料にはスタンプリ参加賞という項目があった。単価、数量が一致していることから、同じ内容のものを意図していると考えられる。なお、業者との本委託契約における契約金額は、業者の見積書の金額そのものであった。</p> <p>この参加賞は、まさに上記の「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託 標準仕様における対象外経費に該当するため、委託料の金額から除外すべきであった。</p> <p>県の委託費の積算についても、対象外経費の確認が不十分であったため、同経費を加えて算定しており予定価格が過大になっていた。</p>		
--	--	--	--

熊本県次世代につなぐ森林づくり事業

No	内容	指摘	意見	頁数
23	<p>事業費の算定について</p> <p>一部の事業者において、熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領・令和6年度次世代につなぐ森林づくり事業苗木単価表に記載された単価とは異なる単価(実際に購入に要した単価)を用いて事業費を算定していた。</p> <p>当該事業に係る補助金は、要望額が予算額を超過したことにより各事業者に対して申請可能額の上限が設定されていたことから、令和6年度次世代につなぐ森林づくり事業苗木単価表に記載された単価で事業費を算定したとしても、補助金額に変更はないものの、事業費総額が異なったまま、実績報告が実施され承認されている。</p>	○		132
24	<p>実績報告書について(その1)</p> <p>事業実績書「3シカ食害防止施設の設置」の欄は、設置したシカ防止柵の種別ごとに補助単価が異なるため、防止柵の種類ごとに記載箇所が異なるようにひな型が作成されている。</p> <p>一部の事業者において、実際に使用した防止柵の種類とは違う種類の記載箇所に記載されていた。</p>		○	134

	<p>事業実績書の「3 シカ食害防止施設の設置」においては、防止柵の種類ごとに補助単価が異なるため、誤った単価を使用して補助金額が算定されないように、あえてひな形から防止柵の種類ごとに記載箇所を区分していることから、単に補助金金額の計算過程をチェックするだけではなく、防止柵の種類ごとの記載箇所と使用した単価の一致を確認することが必要である。</p> <p>なお、事実確認を実施したところ、記載箇所の誤りとのことであり、補助単価は実際に使用した種類の防止柵の単価で補助金額は算定されていることから、補助金自体の計算に誤りはない。</p>			
25	<p>実績報告書について（その2）</p> <p>実績報告書を確認すると、以下のような事例があった。</p> <p>①実績報告書に添付される事業実績書の事業完了年月日が1月1日となっているが、県への提出日記載が3月21日となっている。</p> <p>②実績報告書の日付は3月27日であるものの、実績報告書に添付される事業実績書の事業完了年月日が3月31日となっている。</p> <p>①については、実績報告書は以下のとおり提出期限が決められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>・熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領</p> <p>第14条：実施主体は規則第13条及び要項第13条の規定による実績報告書は、局長等を経由して知事に提出するものとする。</p> <p>・熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（実績報告）</p> <p>第13条3項：実績報告書の提出期限は、補助事業等の完了の日の翌日から起算して1月を超えない範囲内で別表の事業遂行状況報告及び実績報告の欄に掲げるとおりとする。</p> </div> <p>実績報告書の提出期限は、事業完了日の翌日から起算して1月を超えない範囲内となるため、事業完了日が1月1日の場合には、3月21日の実績報告提出は期限後提出となる。</p> <p>なお、担当課を通じて実績報告書を提出している事業者を確認を取ったところ、事業完了日の日付の入力を仮入力したものをそのまま提出したとのことであった。</p>	○	135	

熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業

No	内容	指摘	意見	頁数
26	<p>補助金交付申請書について</p> <p>令和6年度熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業補助金交付申請書において、間伐の着工（予定）年月日が、協定書の締結より前の日付となっている計画書が添付されていた。</p> <p>「熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施要領」に以下が定められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（協定の締結）</p> <p>第7条 事業の実施に当たり、市町村長、森林所有者及び実施主体の三者で、当事業に係る協定（別記第7号様式）を締結するものとする。</p> <p>別記第7号様式：防災・減災・景観保全森林整備事業の実施に関する協定書</p> </div> <p>一部の事業者において提出された令和6年度熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業補助金交付申請書に添付される防災・減災・景観保全森林整備事業計画書において、間伐の着工（予定）年月日が、協定書の締結より前の日付となっていた。</p> <p>協定書の締結の趣旨は、事業の実施にあたり、市町村長、森林所有者及び実施主体の三者と協定を締結することで、三者の当該事業に対する理解のもと、事業を円滑に遂行するところにあると考えられる。</p> <p>仮に着工後に協定書を締結した場合で、協定書締結前の着工で何らかの問題が生じた場合の責任の所在が不明となる。</p> <p>そのため、着工前に締結することが絶対条件であり、締結をまって着工すべきところであるが、適切でない着工年月日の記載に対し、修正されることなく事務手続きが行われていた。</p>		○	140

県民の未来につなぐ森づくり事業（森林吸収量認証業務を除く）

No	内容	指摘	意見	頁数
27	<p>取引に関する公正性・透明性の確保について</p> <p>当事業の一つに「森づくりボランティアネット管理運営業務委託」があり、平成17年度から継続して、県は公益社団法人（契約</p>		○	147

	<p>当初は社団法人）と随意契約を締結している。</p> <p>事業の発注責任者は農林水産部森林局森林保全課長であり、事業を受託した公益社団法人の代表者（理事長）は、同課の統括管理者である農林水産部長である。</p> <p>公益社団法人の代表者（理事長）について、互選による選任、報酬の無償性、人事課の事前確認といった個別事実が存在しても、発注側の統括管理者である農林水産部長が受託先の代表者（理事長）であるため、取引に関する公正性・透明性に関する合理的疑念が生じ、利益相反となる可能性が否定できない。</p> <p>特に、当事業のような随意契約の場合には、取引に関する公正性・透明性の確保がより強く求められる。</p>			
28	<p>参加費について</p> <p>当事業の一つに「森林自然観察・体験教室及び森林ガイド業務委託」があり、令和6年4月25日付で、県は一般社団法人と随意契約を締結している。当事業のうち「森林自然観察・体験教室」について、受託者は参加者から大人で500円程度の参加費を徴収している。（参加人数に単価を乗じて概算したところ、当該教室に係る事業収入は合計で約10万円程度であると推測できる）</p> <p>随意契約前に提出された見積書には当該収入の記載はなく、委託業務完了後に提出される実施報告書にも収入の記載が見当たらない。</p> <p>参加費という事業収入が見積書および実施報告書に反映されていないため、精算の過程で過払いが生じるおそれがある。</p> <p>なお、県は当該収入を事業経費外の弁当代や材料費などの実費に充当していると受託者の説明について了承している。</p>		○	148
29	<p>対象経費について</p> <p>上記28の「森林自然観察・体験教室及び森林ガイド業務委託」及び「森林インストラクター養成講座業務委託」について、それぞれ県は一般社団法人と随意契約を締結している。</p> <p>本件の業務委託は、少なくとも直近3年以上、単独随意契約として継続している。予定価格の算定に用いた積算資料と、委託先が提出した実績報告書の支出明細を照合すると、総額は概ね一致しているが、費目構成には相違が見られる。積算資料では、体験教室やガイドに係る人件費などの直接費が主要部分を占めている一方</p>		○	149

	<p>で、実績報告書の支出明細では事務局活動経費などの間接費の割合が相対的に大きい。また、支出明細には事業の関連性が低いと思われる「パソコン修理」「PCバージョンアップ」「Officeインストール代」「パソコンネットワーク修理」「会計業務委託料（顧問料・決算料）」等の計上がある。</p> <p>当事業の契約では実費精算により委託料を減額し得る仕組みを備えるが、対象経費の範囲や間接費の扱い、検査における判断基準が仕様書等で明確化されていない。このため、必要経費の線引きが運用上あいまいになっている。</p> <p>また、予定価格の積算が、継続している随意契約の過去実績を十分に踏まえておらず、直接費中心の積算と、間接費比重が高い実績との間で費目構成の乖離が生じている。</p>			
30	<p>補助事業における利害関係と委託の適正化について</p> <p>当事業は、「熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業（県民応援型活動支援）」であり、補助事業である。県は森林・山村の多面的機能の発展のために活動している任意団体に対して、交付決定を行った。当該団体は補助事業を利用して、自然観察学習会の開催や、間伐材などの森林資源を活用した木工体験の実施に加え、トレッキングコースの草刈りや危険木の伐採を含む整備を行っている。</p> <p>実績報告書を確認したところ、補助金に対応する経費のうち、相当額が委託費であり、トレッキングコース整備や木工体験準備などの業務について申請団体の代表者が代表取締役を務める株式会社への委託していた。</p> <p>熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領には、申請団体と委託先との利害関係に関する取扱いが明示されておらず、利害関係者への委託の可否や開示・申告の手続を求める規定が整備されていなかった。</p> <p>申請団体の代表者と委託先の代表者が同一である関係は、利害関係の存在を推認させる事情に該当し、補助事業に求められる公平性や中立性について外形的な疑義を生じさせるおそれがあると考えられる。</p>		○	151
31	<p>効果指数の設定について</p> <p>当事業は、県民への森づくり意識の醸成を図ることを主たる目</p>		○	152

	<p>的としており、具体的には、森林自然観察や体験教室の実施等を行っている。また、成果を捉えることが困難であるとして、効果指数を設定していない。</p> <p>PDCA サイクルを通じて事業の有効性を高めていくため、効果指数を設定する必要があると考えられる。</p> <p>(県民ゼロカーボン行動促進事業 2 効果指数の設定についても参照)</p>			
--	--	--	--	--

保安林整備事業

No	内容	指摘	意見	頁数
32	<p>調査報告書の記載水準の見直しについて</p> <p>当事業は「保安林整備事業計画情報調査業務委託」であり、公益的機能が低下した保安林について情報収集と調査を行い、その機能回復に向けた整備事業に関する計画概要書および実施計画書に必要な情報を把握することを目的とする業務委託である。</p> <p>当該報告書には、施行予定箇所に関する情報収集の結果、計画概要書の資料、実施計画書の資料等が整理されている。地域の地図、林内の状況、保全対象の写真などが掲載され、仕様書に掲げる主要な構成要素を備えていることが確認できる。</p> <p>他方で、写真の撮影日時や撮影場所の詳細の記載がなく、写真から読み取れる状況や評価の説明が付されていない。さらに、調査の体制や日程、所要時間、具体的な方法といった基本的な記録が示されておらず、外形的には地図と写真を中心とした構成に見える。県へのヒアリングによれば、受託者とは調査期間中や検査の過程で複数回の打合せを行い、詳細な説明を受けており、報告書に明記はなくても仕様書の成果物要件は満たしているとの見解が示されている。</p> <p>調査報告書のみで妥当性を検証しようとする、写真や調査の裏付けとなる基本情報が不足しているため、第三者が調査の経緯や判断の妥当性を追跡しにくい。</p> <p>また、受入検査の段階で口頭説明に依存する運用が続いており、調査の記録や打合せでの合意事項といった証跡が、報告書や付属資料に十分に組み込まれていない。担当者が交代した場合や将来の監査、翌年度以降のモニタリングにおいて、同一地点を再度特定し比較するための基盤情報が不足するおそれもある。</p>		○	155

--	--	--	--	--

水産多面的機能発揮対策事業

No	内容	指摘	意見	頁数
33	<p>補助金交付団体への指導について</p> <p>水産多面的機能発揮対策事業は、「熊本県水産多面的機能発揮対策協議会」（以下協議会という）に対し、国及び県は交付金、市町は負担金を支出し、協議会が活動組織に対して交付金として支援するものである。</p> <p>協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると規定されている（熊本県水産多面的機能発揮対策協議会規約第24条）。令和5年度事業実績及び収支決算の議案について、事業年度末である令和6年3月31日より8ヶ月経過後の令和6年11月15日開催の総会によって決議されており、監事による監査報告書の提出日は、事業年度終了後7ヶ月後の令和6年10月31日となっている。</p> <p>熊本県水産多面的機能発揮対策協議会規約では総会決議や監査報告書提出日について定められていないため、規約上、問題はない。</p> <p>しかし、協議会が受け入れた交付金が適切に運用され、財産状況に問題がないのかを確認するためには、タイムリーな総会への報告及び監査の実施が必要である。</p>		○	159

(4)安全で快適な生活環境の確保

地下水位観測井管理業務

No	内容	指摘	意見	頁数
34	<p>測定機器の更新について</p> <p>現行機器は耐用年数を大幅に超えているため、水位のずれ等の不具合が頻繁に発生しており、修繕に係る費用も突発的に生じている。地下水に関する県民の関心が高い中、地下水位の観測や情報発信については着実に実施する必要があるが、現行機器は耐用年数を大幅に超え老朽化しているため、適時・適切な情報発信に支障となる恐れがある。</p> <p>このため、計画的に老朽化した機器の更新を図るべきと思われ、</p>		○	162

	更新にあたっては、長期的に維持管理費用を抑える観点から DX 化を進めるのがよいと思われる。			
35	<p>熊本市との連携について</p> <p>県と同様に地下水を観測している熊本市とは、「くまもとデータ連携基盤共通ダッシュボードサービス」において表示の一元化などの連携を行っている。</p> <p>しかし、県と熊本市の観測地点が一部、隣接している等の問題があり、観測機器の更新や観測地点の見直しを図るにあたっては、熊本市とのより一層の連携を図る必要がある。</p>		○	164

くまもと地下水財団支援事業

No	内容	指摘	意見	頁数
36	<p>負担金割合について</p> <p>財団設立時の「熊本地域の地下水保全に係る新しい推進組織についての基本合意」では、新財団発足(平成 24 年度)から 2 ヶ年度を経過した後(平成 26 年度以降)の負担金の金額及び算定方法については、事業の実績や需要、協力金等の収入の実態を踏まえ、新財団発足から 1 年を経過した後(平成 25 年度)に再度検討するとされているが、負担額の見直しはこれまで行われていない。</p> <p>県と熊本市以外の 10 市町村は一律 20 万円の負担であり、最終不足額は県と熊本市で各々 1/2 負担している。</p> <p>近年の半導体関連企業の進出により財団の事業費が急激に増加し、県と熊本市の負担が増加している。</p> <p>財団設立時の「熊本地域の地下水保全に係る新しい推進組織についての基本合意」に基づき、県及び熊本市を含 11 市町村で応分の負担がなされるよう見直しを行う必要がある。</p> <p>なお、令和 7 年度の県の負担金は予算ベースで 24,000 千円程になっている。</p>		○	166

大気汚染監視調査事業

No	内容	指摘	意見	頁数
37	<p>業務完了報告書等について</p> <p>大気汚染監視自動測定機等の保守点検整備業務委託契約を行っ</p>		○	169

	<p>ている事業者から県に提出される書類には「請求書」「業務完了届」「大気汚染自動測定機随時点検・軽微修理報告書」等、多数の書類があるが、事業者による提出日の記載がいずれの書類にもなかった。</p> <p>県としての受付印に日付の記載はあるものの、様式に記載があることから、事業者の提出日の記載が必要である。</p> <p>特に「請求書」「業務完了届」に関しては、年度内になされたものかなど、日付が重要な意味合いを持つため、提出日の記載が漏れないよう注意することが必要である。</p>			
38	<p>予定価格の積算について</p> <p>大気汚染常時監視ネットワーク施設の賃借料の設計において、2年間での緊急点検の員数のべが○人とされていたが、これは同じ2年間での定期点検の員数のべ○人と一致していた。定期点検については全6ルートを年2回点検することで2年間では△人。これに一定の調整率を乗ずることで○人としているが、緊急点検も同じ算定式であった。</p> <p>緊急のものが定期のものと同じ作業量というのは通常考えられない。業者からの見積書にも緊急点検の人員については定期点検よりも少ない人員で2人日とされており、大きな隔りがある。</p> <p>過去数年間の緊急点検における人員数の実績の平均値などを基に、積算することが必要である。</p>		○	170

硝酸性窒素対策事業

No	内容	指摘	意見	頁数
39	<p>契約の単位について</p> <p>令和6年度土壌等分析業務委託契約を確認したところ、土壌分析と堆肥分析に関する単価契約であった。結果的に、堆肥分析を希望する農家等がいなかったため、土壌分析のみの業務委託となった。なお、令和5年度についても同様に土壌分析のみとなっていた。</p> <p>この二つの分析業務について、一つの契約にまとめる必要性もなく土壌分析と堆肥分析とを分けて、複数見積を行ってれば、それぞれにより安価な単価契約を結ぶことも可能となる。このように、細分化できる単価契約については、個別に契約することが必要</p>		○	178

	である。			
--	------	--	--	--

公共用水域水質常時監視事業

No	内容	指摘	意見	頁数
40	<p>業務委託設計書の値引きについて</p> <p>県の作成した令和6年度海域水質環境調査業務委託設計書を確認したところ、採水費、分析費、諸経費などで構成されていたが、そのうち分析費の明細書において40%値引き（多検体分析による試薬使用等の効率化による値引き約900万円）が見受けられた。</p> <p>業務委託料を構成する一要素である分析費の明細書は、全窒素などの生活環境項目ごとの単価に検体数を乗じることで項目ごとの金額を算出し、これらを合計することで分析費の積算を行っている。なお単価については、3社から見積もりを徴収し、その平均値をもって単価としている。</p> <p>3社からの単価見積には、実際に当業務委託を落札した業者が含まれていたため、当業者の単価のみで積算したところ、分析費だけでも実際の落札金額1,920万円より高額となった。落札金額には、採水費などの一般に数百万円以上になるものも含まれていることから、実際の乖離はもっと大きく、単価見積が、入札における実際金額よりもかなり過大に見積もられていると考えられる。</p> <p>したがって県の設計書作成にあたり、単価見積をそのまま踏襲せずに、値引きによる調整を行うことは理解できる。しかしながら、なぜ値引きを積算後の総額から40%としたのかの判断過程の記録がなく、妥当かどうかの判断ができない。</p> <p>金額的にも大きく、客観性を持たせる意味でも、40%値引きの算出過程を残すことが必要である。算定式については、例えば、値引きをせずに算定した予定価額に対する落札率の過去数年の平均値などが考えられる。</p>		○	181

県民理解の促進・消費拡大推進事業

No	内容	指摘	意見	頁数
41	<p>随意契約（単独見積）について</p> <p>当事業は「『地下水と土を育む農業』副読本等作成・配送業務」に係る委託であり、平成29年度に企画コンペで受託者を選定した</p>		○	186

	<p>後、同一受託者との単独随意契約により毎年度の改訂・配送を継続している。</p> <p>契約書では、受託者が作成した成果物の著作権が発注者である県に帰属し、受託者は著作権者人格権を行使しない旨を定めている一方で、二次利用・改変・第三者改訂の可否や、編集可能データの引渡しなど、実務上の権利・仕様は十分に規定されていない。</p> <p>副読本は毎年一部を修正する運用であり、現行の編集・レイアウト資産を保有する受託者のみが改訂を行う前提となっている。県はこの状況をもって「その性質又は目的が競争入札に適さない(契約の相手方が特定している)」と整理し、単独随意契約を継続している。</p> <p>地方公共団体の契約は競争が原則であり、単独随意契約は限定列挙の要件に該当する場合に限られる。現行契約は著作権の帰属を定めているものの、二次的著作物の取扱い、第三者による改訂を可能にする編集データの引渡し、ライセンスの範囲などが仕様上不明確であるため、結果として当該受託者しか改訂できない状態が継続している。</p> <p>この状態は市場実態や独自技術に基づく客観的制約ではなく、権利設計・仕様設計の不足に起因する「事実上一者化」の色彩が強い。単独随意契約の要件を根拠づける事情としては脆弱であり、競争性・透明性・経済性の確保に課題がある。</p>			
--	--	--	--	--

(5) リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進
該当事業なし

(6) 環境立県くまもと型未来教育
出前講座事業

No	内容	指摘	意見	頁数
42	<p>相乗効果の発揮について</p> <p>環境関係の啓蒙および教育活動が種々行われているが、各事業が必ずしも連携していない。</p> <p>環境立県推進課が行う環境関係の啓蒙および教育活動と環境センター、肥後っ子教室を連携させて、対象者の拡大も含めて事業の</p>		○	194

	相乗効果を最大限発揮できるようにする必要があると思われる。			
--	-------------------------------	--	--	--

(7) 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり

該当事業なし

(8) 公益財団法人熊本県環境整備事業団

No	内容	指摘	意見	頁数
43	収支計算書について 会計処理規程第 48 条で作成が必要とされている収支計算書が作成されていない。	○		199
44	勘定科目について 正味財産増減計算書の記載の記載が会計処理規程第 4 条に従った様式（勘定科目）になっていない。	○		200
45	備品台帳の整備について 保有している備品について現物確認を実施した結果、備品台帳への記載が漏れている備品が散見された。	○		202
46	維持管理積立金の算定基礎の見直しについて 特定産業廃棄物最終処分場の設置者は、最終処分場に係る埋立処分終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分終了までの期間において、毎年都道府県知事が通知する額の金銭を維持管理積立金として独立行政法人環境再生保全機構に積み立てなければならない旨が定められており、事業団においても県知事からの通知に基づき、維持管理積立金の機構への積み立てを行っている。 維持管理費用は、事業開始後初回の積立における平成 28 年度の報告書で報告して以降、直近の令和 6 年度の報告書に至るまで、一度も維持管理費用の金額及び算定基礎に修正・見直しがなされておらず、毎年同額で県知事への報告がなされている状況となっている。 近年のエネルギー価格、物価水準及び人件費水準の高騰を鑑み	○		203

	ると、令和6年度における見積金額が平成28年度の見積金額と内訳レベルで同額程度となることは考え難く、現時点では、将来の維持管理費用の積み立てが不足している恐れがあり、問題である。			
47	<p>経営計画について</p> <p>平成27年度から令和6年度の過去10年間の正味財産増減計算書の事業収益額は大きく変動しており、例年は1億円から2億円程度であるが、平成28年4月に発生した熊本地震により災害廃棄物の受入れが急増した平成28年度(25億円)、平成29年度(22億円)及び令和2年7月に発生した豪雨被害により災害廃棄物の受入れが急増した令和2年度(7億円)、令和3年度(9億円)は大幅に増えている。</p> <p>これらの年度では当期経常増減額は利益となっているが、それ以外の通常の年度は損失となっている。</p> <p>今後、年間の事業収益額が1億円から2億円程度で推移した場合には、損失が継続すると予想される。</p> <p>過去に計上した特定資産(公益目的事業資産)の取崩しも始まっており、借入金の返済や維持管理積立金の積み立てを勘案すると、利益を計上していくことが求められる。</p> <p>毎年度の収支実績を踏まえて、経営計画を作成しているものの、今後予定している一般廃棄物の収入見込みや、維持管理期間の費用など不確定要素が多いこともあり十分とは言えず、より具体的な経営計画の作成が必要である。</p>		○	206

(9) 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金

No	内容	指摘	意見	頁数
48	<p>諸規定の整備について</p> <p>諸規定の一覧表が作成されていない。</p> <p>また、綴じられているファイルに新旧規定が混在している。</p>		○	210
49	<p>取扱要領について</p> <p>取扱要領を確認したところ、記載されている理事長名や年号が現況と異なる過去のままのものがあつた。</p> <p>パソコン内のデータは改訂されているが、上記取扱要領の差し替えは行われていない。</p>		○	211

50	<p>勘定科目について</p> <p>「会計規程」第 14 条（勘定科目）第 2 項では、「各勘定科目の名称、性質及び処理基準については細則の定めるところによる。」とされており、これを受けて、「細則の別表 勘定科目」では科目の名称は記載されているが性質及び処理基準については定めがない。</p> <p>このため、どのような項目をどの勘定科目で処理するのかが不明確であり、例えば、給与手当として処理すべきものが報償費で処理されている。</p>	○		211
51	<p>収支予算書について</p> <p>収支予算書は作成されているが、会計規程細則に沿った予算科目ではなく、正味財産増減計算書ベースでの収支予算書が作成されており、会計規程及び会計規程細則に基づく収支予算書が作成されていない。</p>	○		212
52	<p>備品台帳について</p> <p>公益財団法人熊本県林業従事者育成基金会計規程細則」第 19 条 2 は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(物品の管理)</p> <p>第 19 条</p> <p>2 物品の受払については、次に掲げる物品受払台帳を設け、受払についての所要の記録を行い、残高を明確にしなければならない。但し、事務用消耗品については、善良なる管理者の責任において物品受払台帳の記入を省略することが出来る。</p> <p>(1) 備品台帳 (様式第 8 号)</p> <p>(2) 物品台帳 (様式第 3 号)</p> <p>(3) 図書管理簿 (様式第 9 号)</p> <p>(4) 郵便切手・はがき使用受払簿 (様式第 4 号)</p> <p>(5) その他必要な書類</p> </div> <p>物品台帳は存在せず、備品台帳に集約されている。</p>	○		213
53	<p>決裁規程について</p> <p>事業関係支出何綴を確認したところ、○○委託の発注について</p>		○	214

	<p>(伺い) があり、決裁も受け押印等もなされているが、「公益財団法人熊本県林業従事者育成基金決裁規程」には、これについての定めがなかった。</p> <p>当伺いは、起案から決裁まで、多数の関係者による押印も多く、書類の保存期間まで記載のあることから、重要書類と考えられる。実際のところ、各発注時に作成するという運用がなされている中で、「公益財団法人熊本県林業従事者育成基金決裁規程」に定めがないまま、業務が行われている状況である。</p>			
54	<p>契約保証金について</p> <p>委託契約書を確認したところ、契約保証金が免除されていたものがあつた。しかしながら契約保証金の免除の理由について記載されている書類はなかった。</p> <p>また免除を行うに当たり、免除申請書や免除通知もなかった。</p>	○		214
55	<p>前払金について</p> <p>業務委託契約書を確認したところ、「甲（熊本県）は前項の規定にかかわらず、乙（受託者）からの前払金請求書に基づき、その請求が正当であると認めたときは、前払金により支払うことができるものとする。」と定められている契約書があつた。</p> <p>基本的に県の各規程に準じているため、概算払又は前金払を行う必要がある場合は、施行何で概算払又は前金払を行う理由及び根拠条文、支払額の根拠、支払時期を明記し、契約書で概算払又は前金払を行うこと、支払額、支払時期について規定しておく必要があると考えられるが、伺いによる前払金を行う理由や支払額の根拠などについて記載されたものがなかった。また契約書についても前払金ができるということのみで、支払額、支払時期についての記載はなかった。</p>	○		217
56	<p>林業労働力確保・林業従事者対策に関する事業（社会保険制度加入促進事業等）について</p> <p>林業労働力確保・林業従事者対策に関する事業の一環として、以下のような助成事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金共済制度加入促進（補助率 10% 設立 5 年以内 35%） <p>令和 6 年度助成額 5,247,000 円</p> <p>認定事業体が負担した、林業従事者に対する林業退職金共済</p>		○	218

	<p>制度または中小企業退職金共済制度掛け金の事業主負担の一部を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険制度加入促進（補助率 10% 設立 5 年以内 35%） 令和 6 年度助成額 30,913,000 円 <p>認定事業体が負担した、林業従事者に対する社会保険（雇用保険、健康保険、年金の 3 点セット）の掛け金の事業主負担の一部を助成する。</p> <p>これらについて、申請のあったすべての認定事業体に助成金を交付している。認定事業体が行う事業の中には、収益性の高い事業と低い事業が混在しており、必ずしも一律の助成を必要としないと思われる。</p>			
57	<p>基本財産の取崩しについて</p> <p>単独事業である退職金共済制度加入促進対策事業や社会保険制度加入対策事業等については、従来、基本財産運用益を財源としていたが、運用益が減少した令和 2 年度及び令和 3 年度は基本財産を取崩して財源としている。</p> <p>令和 4 年度以降は基本財産を取崩して退職金共済制度加入促進対策事業や社会保険制度加入対策事業等の財源とすることはしていないが、熊本県林業従事者育成基金の永続性を考慮すれば、基本財産の取崩は行わず、基本財産運用益の範囲内でこれらの事業を行うべきと考えられる。</p>		○	220